

# 第6回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 9番, 10番)

開催期日 平成29年12月26日

第6回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年12月26日(火) 午後15時00分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1番 藤 田 淳	10番 桂 一 照
2番 中 島 信 之	11番 亀 田 孝
3番 大 畠 政 勝	12番 清 水 哲 雄
4番 鳥 村 正 行	13番 長谷川 誠
5番 笹 谷 和 広	14番 木 内 浩 一
6番 塚 本 政 紀	15番 田 村 俊 彦
7番 長 尾 卓 也	16番 川 崎 浩 彦
8番 寺 雅 彦	17番 小 川 信 一
9番 平 田 善 治	18番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 吉 川 道 也  
" 事務局参与 藤 沢 祐 之  
" 事務局員 名 内 隆  
" 事務局員 仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 9 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第 10 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
6	報告第 11 号	農地のあっせん成立について
7	報告第 12 号	農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて
8	議案第 20 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
9	議案第 21 号	土地の現況証明願いについて
10	議案第 22 号	農用地利用集積計画（案）について
11	議案第 23 号	農地のあっせんについて
12		農業団体等報告事項

(事務局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第 6 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 18 名、全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会 長)

年の瀬のお忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。それでは早速、総会を始めたいと思います。

(議 長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、9 番平田委員、10 番桂委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。11月29日、第2回農地部会が開催されました。同日、第1回広報委員会が開催されました。12月12日から14日まで平成29年第6回栗山町議会定例会が開催され、吉田会長が出席しております。15日、議員会主催忘年会が開催され、吉田会長が出席しております。19日、現地調査を、塚本委員、亀田委員、木内委員で実施しております。26日、栗山町農業振興公社評議員会が開催され、吉田会長が出席しております。以上です。

(議長)

11月29日に開催された第2回農地部会について、内容の説明を農地部会長より願いたします。

(1番 農地部会長)

29日に開催されました第2回農地部会の協議内容につきましてご説明いたします。まず、農地パトロールの結果についてですが、今年度は、あらたな不耕作地はありませんでした。次に、あっせんチェックシートについてですが、お配りした通りシートの原案が出来ました。これから皆さんにご使用いただき不備な点があれば改善しながら作成したいと思いますのでよろしく願いたします。

(議長)

はい、ありがとうございます。只今、農地部会長より報告がありましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

なければ、次に進みます。

日程4 報告9号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第1号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかわる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は2件となります。

番号1 所在 字〇〇58番地4 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積608㎡外9筆 田7筆61,774㎡ 畑3筆3,582㎡ 計10筆65,356㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑とし

て利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成21年8月31日 契約期間 平成21年8月31日から平成31年8月30日 解約通知日 平成29年11月28日 通知者 貸主 栗山町字〇〇82番地1 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇82番地1 〇〇〇〇 となっております。

番号2 所在 字〇〇〇546番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 11,942 m<sup>2</sup> 他3筆 計4筆 13,163 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成23年3月30日 契約期間 平成23年3月30日から平成33年3月30日 解約通知日 平成29年12月15日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇572番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇572番地 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れについて農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は11件となります。

番号1 所在 字〇〇75番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積 3,422 m<sup>2</sup>外6筆 田6筆 46,196 m<sup>2</sup> 畑1筆 1,046 m<sup>2</sup> 計7筆 47,242 m<sup>2</sup>でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年12月30日 契約期間 平成26年12月30日から平成36年11月30日 解約通知日 平成29年11月28日 通知者 賃貸人 栗山町〇284番地5 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇82番地1 〇〇〇〇 となっております。

番号2 所在 字〇〇573番地 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積 25,620 m<sup>2</sup>1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成27年12月30日 契約期間 平成27年12月30日から平成37年11月30日 解約通知日 平成29年11月28日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇74番地 〇〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇82番地1 〇〇〇〇 となっております。

番号3 所在 字〇〇171番地2の内 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 4,632 m<sup>2</sup>他 5筆 田 4筆 20,272 m<sup>2</sup> 畑 2筆 5,780 m<sup>2</sup> 計 6筆 26,552 m<sup>2</sup>でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成27年10月30日 契約期間 平成27年10月30日から平成32年11月30日 解約通知日 平成29年12月4日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇175番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇148番地 〇〇〇〇〇 となっております。

番号4 所在 字〇〇〇1094番地の内 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 14,053 m<sup>2</sup>他 1筆 計 2筆 39,906 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成22年12月29日 契約期間 平成22年12月29日から平成33年11月30日 解約通知日 平成29年12月7日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇51番地 14 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇470番地 〇〇〇〇 となっております。

番号5 所在 字〇〇〇469番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 7,958 m<sup>2</sup>他 2筆 計 3筆 24,958 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成19年12月27日 契約期間 平成19年12月27日から平成30年11月30日 解約通知日 平成29年12月7日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇51番地 14 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇590番地 〇〇〇〇 となっております。

番号6 所在 字〇〇〇1094番地の内 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 15,000 m<sup>2</sup> 1筆でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成27年3月31日 契約期間 平成27年3月31日から平成37年11月30日 解約通知日 平成29年12月7日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇51番地 14 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇525番地 1 〇〇〇〇 となっております。

番号7 所在 字〇〇487番地4の内 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 8,000 m<sup>2</sup>他 2筆 計 3筆 14,793 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年9月30日 契約期間 平成23年9月30日から平成32年11月30日 解約通知日 平成29年12月11日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇2丁目 136番地 〇〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇642番地 〇〇〇 となっております。

番号8 所在 字〇〇392番地1の内 地目につきましては、公簿が畑、現況が田 面積 2,293 m<sup>2</sup>他 11筆 計 12筆 50,890 m<sup>2</sup>全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年1月31日 契約期間 平成29年1月31日から平成38年11月30日 解約通知日 平成29年12月11日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇394番地 〇〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇642番地 〇〇〇 となっております。

番号9 所在 字〇〇〇569番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積 18,885 m<sup>2</sup>他 2筆 計 3筆 51,471 m<sup>2</sup>全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月

日 平成26年2月28日 契約期間 平成26年2月28日から平成35年11月30日 解約通知日 平成29年12月11日 通知者 賃貸人(受任者) 栗山町〇〇3丁目252番地 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 委任者 栗山町字〇〇〇572番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇412番地 〇〇〇〇 となっております。

番号10 所在 字〇〇321番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積6,363㎡他2筆 計3筆15,065㎡全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成28年11月30日 契約期間 平成28年11月30日から平成38年11月30日 解約通知日 平成29年12月11日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇360番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇360番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 となっております。

番号11 所在 字〇〇295番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積4,980㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成21年12月30日 契約期間 平成21年12月30日から平成32年11月30日 解約通知日 平成29年12月11日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇3丁目252番地 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 となっております。

以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 報告第11号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第11号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は4件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇1番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇363番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇598番地1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積4,663㎡ 他2筆 計3筆6,092㎡全筆田でございます。成立年月日 平成29年12月11日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員・田村委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇1番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇65番地7 〇〇〇〇

対象農地所在 字〇〇406番地1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積1,345㎡1筆でございます。成立年月日 平成29年12月11日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員・田村委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇〇80番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇50番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇57番地4 地目につきましては 公簿が畑 現況が田 面積18㎡他11筆 田10筆9,695㎡ 畑2筆12,817㎡ 計12筆22,512㎡でございます。成立年月日 平成29年12月5日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、笹谷委員・亀田委員でございます。

番号4 申出者 〇〇市〇〇区〇〇〇3条7丁目6番20号 〇〇〇〇 他3名 相手方 栗山町字〇〇9番地7 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇29番地21 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積4,978㎡他2筆 計3筆39,369㎡全筆畑でございます。成立年月日 平成29年12月4日 売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、清水委員・寺委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 報告第12号「農地法第5条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第12号 農地法第5条の規定による一時転用の完了届けについて 農地法第5条の規定による一時転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は1件でございます。

番号1 関係農地法 第5条 貸主住所・氏名 字〇〇90番地 〇〇〇〇 借主住所・氏名 〇〇市〇区〇7条〇6丁目6番 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 一時転用した土地 許可指令年月日及び指令番号 平成28年12月19日 栗農第5-70号 所在 字〇〇87番地1の内



地目につきましては 公簿が原野、現況が田 面積 160 m<sup>2</sup>外 2 筆 計 3 筆 4,713 m<sup>2</sup>全筆田でございます。工事完了年月日 平成 29 年 1 1 月 2 5 日 完了届出年月日 平成 29 年 1 1 月 2 8 日でございます。なお本件は、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 8 議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、賃貸借及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は賃貸借 1 件、使用貸借 9 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇 1 6 3 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況とも田 面積 26,574 m<sup>2</sup>外 3 筆 計 4 筆 56,286 m<sup>2</sup>全筆田でございます。貸主 字〇〇 1 6 7 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今後耕作することがないので、血縁者である借主へ貸し付けたい。借主 〇〇町〇 1 0 線〇 6 番地 〇〇〇〇 となっております。

番号 2 所在 字〇〇 8 1 番地 1 地目といたしまして 公簿現況とも畑 面積 3,406 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。貸主 字〇〇 8 2 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をたく、借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇 8 2 番地 1 〇〇〇〇 となっております。

番号 3 所在 字〇〇 5 8 番地 4 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 608 m<sup>2</sup>外 9 筆 田 7 筆 61,774 m<sup>2</sup> 畑 3 筆 3,582 m<sup>2</sup> 計 10 筆 65,356 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字〇〇 8 2 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をたく、借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇 8 2 番地 1 〇〇〇〇 となっております。

番号 4 所在 字〇〇 9 2 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況とも田 面積 4,375 m<sup>2</sup>他 20 筆 田 17 筆 128,407 m<sup>2</sup> 畑 4 筆 7,442 m<sup>2</sup> 計 21 筆 135,849 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字〇〇 9 5 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をたく、借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇 9 5 番地 〇〇〇〇 となっております。

番号 5 所在 字〇〇 2 8 番地 1 地目といたしまして 公簿が畑、現況が田 面積 5,554 m<sup>2</sup>外 23

筆 田 18 筆 121,036.30 m<sup>2</sup> 畑 6 筆 9,682 m<sup>2</sup> 計 24 筆 130,718.30 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字〇〇〇  
1 4 8 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をした  
く、借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇〇 1 4 8 番地 〇〇〇〇 となっ  
てございます。

番号 6 所在 字〇〇〇 5 5 7 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況とも田 面積 12,492 m<sup>2</sup>  
外 6 筆 田 5 筆 40,558 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 1,729 m<sup>2</sup> 計 7 筆 42,287 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字〇〇〇 5 6 3  
番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をしたく、借主  
は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇〇 5 6 3 番地 〇〇〇〇 となっ  
てございます。

番号 7 所在 字〇〇 4 0 1 番地 2 5 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 54 m<sup>2</sup>他  
35 筆 田 28 筆 182,029.54 m<sup>2</sup> 畑 8 筆 8,221.90 m<sup>2</sup> 計 36 筆 190,251.44 m<sup>2</sup>でございます。譲渡人 字  
〇〇 6 4 2 番地 〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をした  
く、借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。譲受人 字〇〇 6 4 2 番地 1 〇〇〇 となっ  
てございます。

番号 8 所在 字〇〇〇 4 5 7 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 6,682 m<sup>2</sup>  
外 6 筆 田 5 筆 87,378 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 2,678.70 m<sup>2</sup> 計 7 筆 90,056.70 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字〇〇〇 4  
1 2 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をしたく、  
借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇〇 4 1 2 番地 〇〇〇〇 となっ  
てござい  
ます。

番号 9 所在 字〇〇〇 4 8 2 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 9,973 m<sup>2</sup>  
外 17 筆 田 15 筆 176,332 m<sup>2</sup> 畑 3 筆 3,164 m<sup>2</sup> 計 18 筆 179,496 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字〇〇〇 5  
1 9 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲をしたく、  
借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇〇 5 1 9 番地 〇〇〇〇 となっ  
てござい  
ます。

番号 10 所在 字〇〇 2 1 9 番地 1 地目といたしまして 公簿が畑、現況が田 面積 24,946 m<sup>2</sup>  
外 76 筆 田 69 筆 320,113.47 m<sup>2</sup> 畑 8 筆 12,188 m<sup>2</sup> 計 77 筆 332,301.47 m<sup>2</sup>でございます。貸主 字  
〇〇 1 5 8 0 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 貸主は、今般農業後継者である借主へ経営移譲を  
したく、借主は経営移譲を受けるべく許可申請に至る。借主 字〇〇 1 5 8 0 番地 〇〇〇〇 となっ  
てござい  
ます。

以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、それぞれ現地調査を行っておりますので地区担当委員

より報告をお願いします。

(9番 平田)

番号1について報告いたします。

番号1は、町外農業者でありますが高質的な経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんについては、20年程前から就農しており問題ないと思います。

(15番 田村)

番号2及び番号3について報告いたします。

番号2及び番号3は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは8年程前から就農しており問題ないと思います。

(15番 田村)

番号4について報告いたします。

番号4は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは19数年前から就農しており、問題ないと思います。

(11番 亀田)

番号5について報告いたします。

番号5は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは16年程前から就農しており、問題ないと思います。

(18番 吉田)

番号6について報告いたします。

番号6は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは15年程前から就農しており、問題ないと思います。

(15番 田村)

番号7について報告いたします。

番号7は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは15年程前から就農しており、問題ないと思います。

(7番 長尾)

番号8について報告いたします。

番号8は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは5年程前から就農しており、問題ないと思います。

(18番 吉田)

番号9について報告いたします。

番号9は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは18年程前から就農しており、問題ないと思います。

(1番 藤田)

番号10について報告いたします。

番号10は経営移譲によるもので、後継者の〇〇さんは15年程前から就農しており、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたが、番号順に審議したいと思います。番号1から番号10まで何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1については原案どおり決定といたします。

番号2について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2については原案どおり決定といたします。

番号3について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3については原案どおり決定といたします。

番号4について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4については原案どおり決定といたします。

番号5について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5については原案どおり決定といたします。

番号6について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6については原案どおり決定といたします。

番号7について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7については原案どおり決定いたします。

番号8について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号8については原案どおり決定いたします。

番号9について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号9については原案どおり決定いたします。

番号10について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号10については原案どおり決定いたします。

日程9 議案第21号「土地の現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第21号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は1件の願い出でございます。

番号1 所在 字〇〇〇589番地2 公簿 畑 現況 用悪水路 面積 365 m<sup>2</sup> 利用状況 用悪水路 所有者 栗山町字〇〇〇370番地 〇〇〇 願出人 同左 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(6番 塚本)

平成29年11月29日 第5回農業委員会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、12月19日に亀田委員、木内委員、吉川局長、藤沢参与同行のもと現地調査を行いました。

本件につきまして、申請どおりの地目であることを確認してきております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第21号「現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第21号は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第22号「農用地利用集積計画（案）について」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

（事務局）

議案第22号、農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、意見を諮う。今回は賃貸借27件、所有件移転4件、使用貸借1件 転貸借1件 計33件です。

整理番号、29 賃 33-1 利用権の設定を受ける者 ○○町○○○2093 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町○○284 番地 5 ○○○○○ 申出年月日 平成 29 年 12 月 1 日 利用権を設定する土地 字○○405 番地 1 現況、畑、面積 49,184 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○円 面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○名義○○○口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦で、家族構成は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 37-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○136 番地 ○○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○176 番地 13 ○○○○ 申出年月日 平成 29 年 12 月 1 日 利用権を設定する土地 字○○384 番地 1 現況、畑、面積 10,788 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 34 年 11 月 30 日の 4 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○円 面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○名義○○○口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男 4 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 68-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○193 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○102 番地 ○○○○ 申出年月日 平成 29 年 12 月 4 日 利用権を設定する土地 字○○358 番地 1 現況、田、面積 5,923 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきまし

ては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 34 年 11 月 30 日の 4 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、構成員は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 69-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇193 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇〇市〇〇〇〇2 丁目 3 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 4 日 利用権を設定する土地 字〇〇359 番地 1 現況、田、面積 5,276 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 34 年 11 月 30 日の 4 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 70-1 利用権の設定を受ける者 〇〇町〇〇336 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇〇1 条 2 丁目 4 番 30 〇〇〇〇他 1 名 申出年月日 平成 29 年 11 月 22 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇919 番地の内 現況、田、面積 13,943 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 71-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 3 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇28 番地 43 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 24 日 利用権を設定する土地 字〇〇23 番地 1 の内 現況、田、面積 7,356 m<sup>2</sup> 他 2 筆 計 3 筆 15,746 m<sup>2</sup> 全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、構成員は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日

と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 72-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇2 番地 33 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇〇市〇〇〇2 丁目 13 番 13 〇〇〇〇〇他 1 名 申出年月日 平成 29 年 11 月 24 日 利用権を設定する土地 字〇〇2 番地 3 の内 現況、田、面積 3,840.50 m<sup>2</sup>他 2 筆 計田 3 筆 23,271.50 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、構成員は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 72-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇2 番地 54 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇〇市〇〇〇2 丁目 13 番 13 〇〇〇〇〇他 1 名 申出年月日 平成 29 年 11 月 24 日 利用権を設定する土地 字〇〇2 番地 2 現況、田、面積 3,656 m<sup>2</sup>他 8 筆 田 7 筆 18,566.50 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 1,257 m<sup>2</sup> 計 9 筆 19,823.50 m<sup>2</sup> でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、構成員は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 73-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇9 番地 7 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇〇3 条 7 丁目 6 番 20 号 〇〇〇〇〇他 3 名 申出年月日 平成 29 年 12 月 4 日 利用権を設定する土地 字〇〇29 番地 21 現況、畑、面積 4,978 他 2 筆 計 3 筆 39,369 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 29 年 12 月 27 日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成 30 年 6 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 1 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 74-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇143 番地 10 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇150 番地 44 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 4 日 利用権を設定



する土地 字〇〇〇146番地 現況、畑、面積 29,778 m<sup>2</sup> 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・小麦で、家族構成は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 75-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇82 番地 1 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇74 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 28 日 利用権を設定する土地 字〇〇573 番地 現況、田、面積 25,620 m<sup>2</sup> 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 76-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇82 番地 1 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 28 日 利用権を設定する土地 字〇〇75 番地 1 現況、田、面積 3,422 m<sup>2</sup>他 6 筆 田 6 筆 46,196 m<sup>2</sup> 畑 1,046 m<sup>2</sup> 計 7 筆 47,242 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、構成員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 77-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇50 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇80 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 5 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇57 番地 4 現況、田、面積 18 m<sup>2</sup>他 11 筆 田 10 筆 9,695 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 12,817 m<sup>2</sup> 計 12 筆 22,512 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成 29 年 12 月 27 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 田 〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でご

ございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては平成30年6月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、構成員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 78-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98 番地 〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇区〇〇〇〇2 丁目 4 番 11 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 18 日 利用権を設定する土地 字〇〇123 番地 1 現況、畑、面積 14,303 m<sup>2</sup>他 6 筆 田 5 筆 34,103 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 19,699 m<sup>2</sup> 計 7 筆 53,802 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 34 年 11 月 30 日の 4 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 79-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇642 番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇394 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 11 日 利用権を設定する土地 字〇〇392 番地 1 の内 現況、田、面積 2,293 m<sup>2</sup>他 11 筆 計 12 筆 50,890 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 80-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇642 番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇2 丁目 136 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 11 日 利用権を設定する土地 字〇〇487 番地 4 の内 現況、畑、面積 8,000 m<sup>2</sup>他 2 筆 計 3 筆 14,793 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も24

0日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所81-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇363番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇1番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年12月11日 利用権を設定する土地字〇〇598番地1 現況、田、面積4,663他2筆 計3筆6,092㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年12月27日 対価につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年6月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所81-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇65番地7 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇1番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年12月11日 利用権を設定する土地字〇〇406番地1 現況、田、面積1,345㎡1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年12月27日 対価につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年6月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、イチゴで、家族構成は男4人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃82-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇41番地1 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇360番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年12月11日 利用権を設定する土地 字〇〇321番地1 現況、田、面積6,363㎡他2筆 計3筆15,065㎡全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年12月27日から平成34年11月30日の1年11カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29賃83-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇412番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 委任者 栗山町字〇〇〇572番地 〇〇〇〇 受任者 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財

団法人 ○○○○○○○○ 理事長 ○○○ 申出年月日 平成 29 年 12 月 11 日 利用権を設定する土地 字○○569 番地 1 現況、田、面積 18,885 m<sup>2</sup>他 2 筆 計 3 筆 51,471 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 35 年 11 月 30 日の 5 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 ○○○○○円 面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○名義○○○口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、長葱で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 84-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○164 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○166 番地 105 ○○○○ 申出年月日 平成 29 年 12 月 14 日 利用権を設定する土地 字○○168 番地 17 現況、畑、面積 3,512 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 11,977 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○円 面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○名義○○○口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 85-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○○95 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○○154 番地 ○○○○ 申出年月日 平成 29 年 12 月 18 日 利用権を設定する土地 字○○○153 番地 1 の内 現況、畑、面積 1,383 m<sup>2</sup>他 3 筆 計 4 筆 4,047 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 33 年 11 月 30 日の 3 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○○円 面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○名義○○○口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 85-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○○160 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○○154 番地 ○○○○ 申出年月日 平成 29 年 12 月 18 日 利用権を設定する土地 字○○○153 番地 1 の内 現況、畑、面積 2,386 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 3,434 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 33 年 11 月 30 日の 3 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○○円 面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30

日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 86-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇365 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇127 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 5 日 利用権を設定する土地 字〇〇362 番地 1 現況、畑、面積 6,476 m<sup>2</sup>他 10 筆 計 11 筆 17,293 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はミニトマトで、構成員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 使 87-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇730 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇730 番地 〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 15 日 利用権を設定する土地 字〇〇131 番地 現況、畑、面積 1,501.75 m<sup>2</sup>他 7 筆 田 7 筆 12,061 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 1,501.75 m<sup>2</sup> 計 8 筆 13,562.75 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯、小麦で、構成員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 88-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇148 番地 〇〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇175 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 4 日 利用権を設定する土地 字〇〇171 番地 2 の内 現況、畑、面積 4,632 m<sup>2</sup>他 5 筆 田 4 筆 20,772 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 5,780 m<sup>2</sup> 計 6 筆 26,552 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 34 年 11 月 30 日の 4 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 89-1 利用権の設定を受ける者 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇51 番地 42 〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 15 日 利用権を設

定する土地 字〇〇〇239 番地 1 現況、田、面積 3,660 m<sup>2</sup>他 2 筆 計 3 筆 24,381 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は鮪馬鈴薯、小麦で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 90-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇803 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇775 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 18 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇782 番地 現況、田、面積 1,998 m<sup>2</sup>他 1 筆 計 2 筆 38,818 m<sup>2</sup>全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 30 年 11 月 30 日の 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 3 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 91-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇803 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇〇〇4 条 5 丁目 27 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 18 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇1077 番地 現況、田、面積 37,638 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 30 年 11 月 30 日の 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 3 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 92-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇548 番地 5 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇572 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 15 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇546 番地 17 現況、畑、面積 782 m<sup>2</sup>他 7 筆 計 8 筆 27,615 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日

までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 93-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇95 番地 5 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇2 丁目 399 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 18 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇148 番地 1 の内 現況、畑、面積 6,000 m<sup>2</sup>他 3 筆 計 4 筆 19,289 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 33 年 11 月 30 日の 3 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 94-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇470 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇170 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 18 日 利用権を設定する土地 字〇〇〇434 番地 2 現況、畑、面積 17,728 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 転 500-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇95 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 12 月 1 日 利用権を設定する土地 字〇〇295 番地 1 現況、田、面積 4,980 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 12 月 27 日から平成 32 年 11 月 30 日の 2 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 15 日までに一般財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇名義口座に振込むものとなっております。

(議長)

はい。只今、事務局より賃貸借 27 件、所有権移転 4 件、使用貸借 1 件、転貸借 1 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。

川崎委員退席願います。

(川崎委員退席)

整理番号 29 所 73-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 73-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 所 73-1 は原案どおり決定いたします。

(川崎委員着席)

これからは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 29 賃 33-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 33-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 33-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 37-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 37-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 37-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 68-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 68-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 68-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 69-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 69-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 69-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 70-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 70-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 70-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 71-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 71-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)



全員挙手。よって整理番 29 所 71-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 72-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 72-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 72-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 72-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 72-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 72-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 74-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 74-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 74-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 757-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 75-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 75-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 76-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 76-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 76-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 77-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 77-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 77-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 78-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 78-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 78-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 79-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 79-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 79-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 80-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 80-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 80-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 81-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 81-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 81-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 81-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 81-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 81-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 82-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 82-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 82-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 83-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 83-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 83-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 84-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 84-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 84-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 85-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 85-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 85-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 85-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 85-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 85-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 86-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 86-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 86-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 87-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 87-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 使 87-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 88-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 88-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 88-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 89-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 89-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 89-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 90-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 90-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 90-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 91-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 91-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 91-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 92-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 92-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 92-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 93-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 93-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 93-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 94-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 94-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 94-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 転 500-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 転 500-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 転 500-1 は原案どおり決定いたします。

日程 1 1 議案第 2 3 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 2 3 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 5 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 東京都〇〇市〇〇〇2-36-5 〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 11 月 30 日  
申出地所在 字〇〇184 番地 1 地目は公簿が畑、現況が田 面積 607 m<sup>2</sup>他 6 筆 田 4 筆 27,321 m<sup>2</sup> 畑  
2 筆 2,136 m<sup>2</sup> 雑種地 1 筆 924 m<sup>2</sup> 計 7 筆 30,381 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作  
者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが今後耕作することはないため、今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に〇〇〇〇さん、第 2 候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、長尾委員よろしく  
お願いします。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇18番地1 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年12月1日 申  
出地所在 字〇〇16番地3 地目は公簿、現況ともに田 面積4,427㎡他24筆 田11筆39,669㎡  
畑4筆3,589㎡ 雑種地7筆3,332㎡ 池沼3筆3,500㎡ 計25筆50,090㎡でございます。別紙に  
今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、高齢のため農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あ  
っせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇、第2候補に 〇〇〇〇さんとい  
うことで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いま  
すので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。只今、番号2について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ご  
ざいませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、長尾委員よろしく  
お願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇51番地14 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年12月7日  
申出地所在 字〇〇〇459番地3 地目は公簿、現況ともに田 面積952㎡外15筆 田2筆992㎡

畑 7 筆 80,026 m<sup>2</sup> 雑種地 7 筆 9,910 m<sup>2</sup> 計 16 筆 90,928 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考とさせていただきます。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 鳥村)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、高齢のため今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん第2候補に 〇〇〇〇さん ということを進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号3について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 〇〇市〇〇〇〇2丁目11番12 〇〇〇〇〇他1名 申出年月日 平成29年12月1日 申出地所在 字〇〇136番地1 地目は公簿が畑、現況が田 面積158 m<sup>2</sup>外3筆 計4筆 14,077 m<sup>2</sup>全筆田でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考とさせていただきます。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(10番 桂)

〇〇〇〇さん他1名所有の農地につきましては、今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん 第2候補に 〇〇〇〇さん ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として平田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号4について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりましたが、関係する委員さんの案件でありますので、退席いただき審議したいと思います。それでは、長谷川委員退席願います。

(長谷川委員退席)

それでは何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、桂委員、平田委員よろしくお願います。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇9条1丁目9番 〇〇〇 申出年月日 平成29年12月12日 申出地所在 字〇〇276番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積2,955㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 中島)

〇〇〇さん所有の農地につきましては、高齢のため今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん第2候補に 〇〇〇〇さん ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として木内委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号5について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、

意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、中島委員、木内委員よろしく  
お願いします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移  
りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は1月30日の火曜日 午前3時00分から、現地調査につきましては1月23日火  
曜日 午前9時30分から 第1班 藤田委員、大畠委員、長尾委員、長谷川委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(事務局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前15時50分終了)